

法教育

法教育
センターニュース

No. 29

2021年3月12日
第29号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
法教育委員会委員長

佐藤 裕



新型コロナウイルス対策と法教育

この表題ですが、法教育が新型コロナウイルス対策になるという意味ではありません。今回の新型コロナウイルスに関わる問題、特に「どのような対応策をとるべきか」という問題は、法教育の面から見て優れた教材になりうるということをご紹介したいという趣旨です。

法教育で育むことが考えられている資質として「問題点について自ら考えて意見を持てるようになる」というものがあると思っています。この資質を得るためには、まずはある問題点について対立する立場があった場合、(自分の意見であるかは別にして)それぞれの立場からの問題の見方を理解することが必要となります。その上でその問題についてどのような対立点があり、その対立がどのような理由で生じているかを理解します。そして、それぞれの立場の意見の根拠や基礎となっている事実を確認します。こうした作業を行った上で自身の考える価値や結果の妥当性などを考えて自らの意見を選択し、ないしは新たな立場を作ることになるのです。

法教育の立場からは、最終的にどのような意見に立つかは必ずしも大きな問題ではなく、問題点について、そ

れがどのような内容であるかを的確に捉えることができ、その中でどのような根拠を探し出し、どのように考えて自分の意見を持つに至ったのかという過程こそが大事だと考えます。

新型コロナウイルス対策の在り方については、大きく分けると「感染予防を徹底する立場」の意見と「経済活動を止めないことを重視する立場」の意見があり、実際の施策もその双方を考慮しているように見えます。それぞれの立場は最終的には人命を守ることを目的とする意見ですので、どちらかが論理的に正しく、他方が間違っているとも言いきれません。その中で現状をどのように捉え、各施策の持つ効果をどう評価するかによって結論は変わってくると思われます。

このように、今回の新型コロナウイルス対策の議論は対立する意見の立場が分かりやすくなっています。両者の立場からの要請をどのように調整して実現していくか(さらには両者の要請を両立する解決策を探すか)というのが実際の政策の選択ですが、どのような根拠でどのような手段をとったのか、自分ならどうするか、その場合に生じる問題は何か、といった面からニュースを見て、議論することは法教育的にはとても有益なのではないかと思います。

そういった意味で、新型コロナウイルス対策は法教育の面からはとても良い材料ではないかと思ったわけです。

こういった議論の材料となる問題は実は社会生活の中でたくさんあると思います。法教育に携わる皆さんは、是非具体的な問題を基に「自分の意見を作る訓練の機会」に関わる人たち(子どもたちや大人たち)に与えていただければと思います。

高校生模擬裁判選手権オンライン

コロナ禍の中、2020年も日弁連高校生模擬裁判選手権が開催されました。

今大会はこれまでとは異なり、オンライン法廷で大会が実施されました。また、毎年恒例の神奈川県での予選会も実施できず、抽選の結果、桐光学園高等学校が大会出場の切符を手に入れました。

光栄にも、私は、4年連続で支援弁護士を務めさせて頂いたのですが、事前のオンラインでの生徒とのやり取りはこれまでの対面でのやり取りとは大きく異なるものでした。

オンラインでのやり取りは、学校に行く必要がなくなるため、スケジュール調整が容易になる一方、生徒側の空気を読み取るのがなかなか難しくなっていました。そのため、各生徒の考えを聞き出すことが難しく、その場の空気を変えていく支援スタイルの私にとっては、これは非常に厄介で、支援の最後まで悩まされました。

とはいえ、支援を重ねる度に生徒が成長していくところを見られるという支援弁護士の醍醐味は変わらずあり、とても楽しい時間を過ごすことができました。

大会当日は、全国から参加する16校が4つのオンライン法廷に分かれた上、検察官役や弁護人役になって被告人質問の補充質問や生徒自身で考えた論告・弁論の発表が行われました。

桐光学園が割り振られたオンライン第三法廷には、兵庫の西宮東高等学校、愛媛の愛光高等学校、奈良の西大和学園高等学校が参加しました。それぞれの高校が発表する論告・弁論は、いずれもオリジナリティーあふれる内容で、「なるほど!」と唸られるものばかりでした。

そして、論告・弁論の発表終了後、各法廷で優勝校・準優勝校が発表され、見事、第三法廷では桐光学園が優勝を取ることができました。優勝であることが発表された時の生徒の笑顔は今でも忘れられません。

この記事執筆している2021年1月時点では、新型コロナウイルスの猛威がいつ収まるのか全く分からない状況であり、2021年度の大会がどのような形で実施されるかは分かりませんが、今後も何かしらの形で大会に関われればと思います。

(法教育委員会委員 水町 洋介)



高校生模擬裁判選手権神奈川大会

1 はじめに

令和2年12月19日、日本弁護士連合会主催の高校生模擬裁判選手権オンライン（以下、「日弁連大会」といいます）が開催されました。

日弁連大会には出場校数制限があり、同大会に参加申込をしたものの、抽選に漏れる高校が出るのが想定されました。そこで、神奈川県弁護士会では、選に漏れた高校を対象に、日弁連大会と同じ日に、同大会とはほぼ同じ内容で、高校生模擬裁判選手権神奈川大会を企画しました。

結果的に、選に漏れたのが湘南白百合学園高等学校のみであったため、同校を対象として神奈川大会を実施しました。

2 事前準備

今年は新型コロナウイルスの影響で、弁護士が学校に行くこともままならない状況であったため、ウェブ会議システムを利用して、生徒の準備を支援しました。

3 当日の様子

当日は、感染症対策について学校側と調整のうえ、神奈川県弁護士会館に生徒が来て、実演をしました。会場には最低限の人数のみが集まり、傍聴者はウェブ会議を通じて傍聴する方式を取りました。

生徒たちは、検察官役と弁護人役に分かれ、それぞれ被告人に対する補充質問と論告・弁論を行いました。1カ月余りという短い準備期間で、かつ支援はウェブ会議のみ、という状況であったにもかかわらず、検察官役も弁護人役も、自らの主張について論理を組み立て、それぞれの立場から非常に説得的な論告・弁論を展開しました。当日初め

で尋問で出てきた事情や補充質問で聞き出した事情も、短い検討時間の中で論告・弁論に反映しており、現場思考力を発揮していたのも印象的でした。

発表後は、弁護士からの講評に加え、かつて高校生模擬裁判選手権に参加した先輩たちから、模擬裁判選手権に参加したことの価値について話してもらう機会を持ちました。生徒たちは、弁護士の話にも、先輩たちの話にも、熱心に耳を傾けていました。

4 最後に

コロナ禍の中ではありますが、神奈川県内で、高校生模擬裁判の実践が継続できたことは、とてもよかったと考えています。また、支援をウェブ経由で実施したり、先輩たちからの話を聞く機会ができたりと、人との接触が制限される状況ならではの新しい試みもできました。令和3年度についても、今年度の実践の成果を踏まえ、生徒にとってより実りある企画となるよう、鋭意検討していきたいと思っています。

(法教育委員会委員 萩原 経)

出前授業



令和2年11月18日、大原法律公務員専門学校横浜校での出前授業を山岸敦志弁護士と2名で担当しました。なお、コロナ禍の中での実施でしたので、入室前には念入りに手指消毒を行い、弁護士も学生も全員マスクを着用しながらの授業となりました。

授業の冒頭では、自己紹介がてら、我々弁護士2名の今の手持ち案件が大体何件ぐらいあると思うか、という質問をしてみました。1~10件、11~20件、21~30件…と順番に聞きながら、挙手をしてもらったところ、殆どの学生が「1~10件」と考えたようで、圧倒的に一番多かったです。おそらく、テレビドラマ等では、1話ごとに1つの案件が登場し、その案件が無事に解決すると、ちょうどそのタイミングで上手い具合に次の案件の依頼が舞い込んできて、そこで主題歌とエンドロールが流れ、次週に続く、といった描写がな

されるからなのでしょう。実際の弁護士は皿回しのよう複数の案件を同時並行で担当しているんだよ、という話をすると、学生たちは目を丸くして驚いていました。

授業の前半40分は、私が過去に担当した刑事事件を紹介しながら、弁護人として、どういう点に着目して活動したのかについて話をしました。①実刑求刑に対し保護観察付執行猶予判決が得られたケース、②責任能力を争い、無罪判決が得られたケースの2つを準備して臨みましたが、残念ながら、時間との関係で、①の話だけになってしまいました。

後半40分は、山岸弁護士にバトンタッチし、実際の少年事件のケースをデフォルメしたものを使いながら、どんな保護処分が妥当だと考えるか、学生たちにグループワークをしてもらいました。参加した学生の6~7割が公務員に内定しているというだけあって、よく勉強しており、メモを取りながら真面目に話を聞いてくれました。

最後に、担当弁護士から、まもなく社会人になる学生たちへの熱いメッセージを伝えて、教室を後にしました。

(法教育委員会委員 濱邊 和揮)

模擬裁判



令和2年10月29日、11月5日、神奈川県立深沢高等学校にて、1年生6クラスを対象に、模擬裁判の授業が実施されました。

コロナ禍により、さまざまな行事、授業が中止になる中、久々の出前授業となりました。

1日目は、職業紹介、刑事手続の解説をした上で、模擬裁判に向けて、事実認定の基本について講義を行いました。過去に起こった事実を、証拠からどのように推理するかについて、練習問題を解きながら解説をしました。

講師、生徒とも、マスク着用でしたが、その他は以前とほとんど変わらない形で行われ、生徒たちは、熱心に話を聞いていました。講師がマスクをしたまま2時間喋りっぱなしでやや酸欠ぎみになった以外は、生徒たちの反応もよくわかり、このような形式でも十分な授業ができると思います。

2日目は、生徒たちに模擬裁判の実演をしてもらい、グループ評議を行いました。今回のシナリオは、被告人が犯人か否かが問題となる放火の事件でした。火災現場のすぐ近くにいたガソリン入りのペットボトルを持った被告人。普通に考えればすごく怪しいのですが…。

役者の生徒たちの熱演に比べ、5~6人ずつのグループでの評議は、大変活気のあるものになりました。

生徒たちは、1日目の事実認定講義で学んだように、模擬裁判で明らかになった事情を被告人に有利なもの、不利なものに振り分け、なぜ、その事情が有利・不利なのかをしっかりと考えた上で、話し合いをしていたように思います。

グループ評議の後には、各グループに結論とその結論に至った理由を発表してもらいましたが、検討した結論を簡潔に理由を付けて発表しており、日頃から充実した学習をしていることが窺われました。

コロナ対策を行った上でライブの授業を行うことができ、今後の法教育の活動に向けて、大きな手応えを感じる事ができました。

(法教育委員会委員 村松 謙)

裁判傍聴の引率を担当して

令和2年10月21日、私立浅野中学校の生徒の裁判傍聴を引率しました。

裁判傍聴は、通常1班につき2名の弁護士で引率し、刑事裁判の手続の概略を説明した後に、裁判を実際に傍聴します。傍聴後には、裁判でのやり取りを解説したり、生徒からの質問を受け付けたりしています。

私は、生徒たちのフレッシュな感性に触れるのが好きで、引率をよく担当しています。

今回傍聴した事件は、「友人との間で携帯電話料金の支払いにつきトラブルとなり、刃物を持って自転車で友人宅を訪れ、友人に刃物を突きつけて脅迫した」というものでした。

傍聴は、コロナ禍の影響で席数がかなり少なく、座席の確保が大変でしたが、早めに法廷に行ったため、生徒たちは何とか全員着席できました。私は冒頭陳述段階で運良く着席できましたが、学校の先生と共同担

当の弁護士は残念ながら傍聴できませんでした。

生徒からは、「弁護人は無罪を主張するイメージしかなかったが、今回の事件はイメージと違った」（情状弁護でした）、「検察官の主張も弁護人の主張も筋が通っていて、裁判官は判断が難しそう」、「被告人の意見だけでなく、被害者の意見ももっと取り入れた方がよいと感じた」など、多数の感想がありました。そして、量刑についての生徒の意見は、執行猶予派と実刑派とが半々で、ごく簡単にですが議論ができました。

裁判傍聴を通じて、生徒たちが、物事の判断のあり方について興味を持ってくれればと願っています。

(法教育委員会委員 市川 知明)



今まで当たり前に来ていたことができなくなってしまった1年でした。

法教育センターニュースも、年2回の発行を続けてきましたが、今年度は年1回の発行となります。まだ今後の見通しを立てるのは難しい状況ですが、少しずつであっても、今できることから進めていきたいと考えています。

(伊藤 真哉)



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問い合わせは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時



細貝 嘉満 (デスク)	青木 康郎
田丸 明子	河野 隆行
村上 貴久	押田 美緒
松浦ひとみ	伊藤 真哉
	岩崎 健太
	大木秀一郎
	服部 知之

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ

(<https://www.kanaben.or.jp>)にアクセス!